

(仮称)介護予防ポイント制度について

1 目的

介護予防ポイント制度は、カフェや居場所などの「通いの場」への参加や地域住民が主体的に行う「生活支援活動」など、介護予防に資する取組への参加の動機付けとなるようポイント付与を行うことで、介護予防の推進につなげるとともに地域活動や介護施設等でのボランティアの人材確保につなげることも目的としています。

また、介護予防と健康づくりは密接な関係にあることから、市民の利便性を考慮し、高齢者の社会参加や介護予防に関するきっかけづくりや動機付けとなる「介護予防ポイント事業」と、健康医療部で実施する運動習慣の定着に向け、歩くことに対してポイント付与を行う「健康ポイント事業」を一体的に運用することで、介護予防と市民の健康づくりを総合的に推進していきます。

2 経緯

生活支援体制整備部会では、「人材確保」の課題に取り組む中で、令和2年度から、社会参加へのきっかけづくりや、既存の活動の継続を目的として、「ボランティアポイント制度」について協議を行ってきましたが、市民にとって簡便で利便性のある仕組みがなかったことから継続協議としていました。

3 概要

介護予防に資する活動等により、ポイントを付与する。付与されたポイントは、一定期間蓄積することができ、利用者が任意のタイミングで電子マネー等へ交換することができる（年間上限の設定あり）。



- ✓ 活動へ参加しようとする市民は、スマホアプリをダウンロードし、スマホアプリから参加申込を行ってから、各活動へ参加する。
- ✓ 活動後、活動者が市から交付されている二次元コードをスマホアプリで読み込み、活動に応じたポイントを受け取る。
- ✓ 蓄積されたポイントは、スマホアプリから確認や交換することができる。
- ✓ スマホアプリには、歩数に応じてポイント付与を行う「健康ポイント」の機能も搭載されている。

4 ポイント付与の対象者及び対象となる活動

対象者

- ・市内の65才以上の市民
- ・市内の介護予防に資する取組の支援に関わる者（40才以上の市民を想定）

対象となる活動（主なもの）

- ・地域活動団体の活動（通いの場・家事援助等）
- ・きんたくん健幸体操＜転倒予防・いきいき百歳体操編＞への参加
- ・介護施設等でのボランティア など

補助対象となる団体の要件

- (1) 市内で活動しており、構成員がおおむね5人以上であること
- (2) 政治活動及び宗教活動を目的としない団体
- (3) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としない団体
- (4) 川西市暴力団排除に関する条例(平成24年3月27日条例5号)第2条第2号に規定する暴力団員が構成員となっている団体又は同第3号に規定する団体を除く

5 広報

- ・市のホームページ、市広報誌、かわナビ、SNS等
- ・川西能勢口駅のデジタルサイネージ
- ・各公共機関や医療機関、店舗等でのポスター掲示及びチラシ配布
- ・住民説明会

6 スケジュール

時期	内容
令和6年5月頃	プロポーザル参加事業者募集、選定
令和6年6月	契約締結
令和6年11月～	システムテスト、活動先説明会
令和6年12月	市民向け説明会
令和7年1月	運用開始